

医療保険のしおり

平成26年度指導における指摘事項 No.2

平成26年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。No.1は、8月号へ掲載しております。

4 医学管理等

- (1) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①管理内容の要点の診療録への記載がない、希薄又は画一的である。
 - ②対象疾患が主病でない。
- (2) 特定薬剤治療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①投与薬剤の血中濃度を測定していない。
 - ②治療計画の要点の診療録への記載がない。
- (3) 悪性腫瘍特異物質治療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①検査結果及び治療計画の要点が診療録に記載されていない。
 - ②治療計画の要点の診療録への記載が希薄である。
- (4) 小児特定疾患カウンセリング料について、指導内容の要点の診療録への記載が画一的な例が認められたので改めること。
- (5) 難病外来指導管理料について、指導計画及び診療内容の要点の診療録への記載がない、又は希薄な例が認められたので改めること。
- (6) 皮膚科特定疾患指導管理料について、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (7) 在宅療養指導料について、保健師又は看護師による療養指導記録への指導の要点、指導実施時間の記載がない例が認められたので改めること。
- (8) 地域連携小児夜間・休日診療料について、診療医師の主たる勤務先名が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (9) 乳幼児育児栄養指導料について、指導の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (10) 院内トリアージ実施料について、患者が1名のみ来院している場合など、待ち時間がなく実質上トリアージを行う必要がない場合に算定している例が認められたので改めること。
- (11) 診療情報提供料（I）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①交付した文書の写しを診療録に添付していない。
 - ②参考様式で示されている項目を全て網羅していない様式を使用している。
 - ③紹介元医療機関への再受診を伴わない患者紹介の返事について算定している。
 - ④退院時診療状況添付加算について、退院後の診療計画を記載した診療情報提供書を退院時以外に交付している。
- (12) 薬剤情報提供料について、提供文書に副作用及び相互作用に関する情報がない例が認められたので

改めること。

5 在宅医療

- (1) 往診料について、患家の求めにより患家に赴き診療を行ったことが診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (2) 在宅患者訪問診療料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①患者又は家族の署名付きの訪問診療に係る同意書について、作成していない、又は診療録に添付していない。
 - ②在宅ターミナルケア加算について、診療内容の要点等の診療録への記載が希薄である。
 - ③看取り加算について、診療内容の要点等の診療録への記載が希薄である。
- (3) 在宅患者訪問看護・指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①医師が看護師等に対して行った指示内容の要点が診療録に記載されていない。
 - ②緊急訪問看護加算について、医師が看護師等に対して行った指示内容が診療録に記載されていない。
- (4) 次の在宅療養指導管理料について、在宅療養を指示した根拠、指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む。）、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
 - ①在宅自己注射指導管理料
 - ②在宅酸素療法指導管理料
 - ③在宅自己導尿指導管理料
- (5) 在宅自己注射指導管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ①血糖自己測定器加算について、患者が測定した血糖値の記録が診療録に記載されていないため当該記録に基づく指導を実施したことが確認できない。
 - ②注入器用注射針加算について、当該管理料の算定がないにもかかわらず算定している。
- (6) 在宅酸素療法指導管理料について、請求当月の動脈血酸素分圧の結果を診療報酬明細書に記載していない例が認められたので改めること。

6 検査・画像診断

- (1) 必要性が乏しいにもかかわらず実施された検査（結果が治療に反映されない実施例）が認められたので改めること。

例：末梢血像
- (2) 複数回実施する必要性が乏しい検査が認められたので改めること。

例：画一的な複数項目に亘る生化学検査を同一月に3回実施
AFP
- (3) 検査結果の評価、その結果による指導内容の診療録への記載がないため、検査の必要性に疑義のある例が認められたので改めること。
- (4) 腫瘍マーカー検査について、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる根拠を診療録に記載すること。
- (5) ヒトメタニューモウイルス抗原定性について、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定すべきところを、画像診断を行わないで算定している例が認められたので改めること。

- (6) 慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれ、別に算定できないにもかかわらず併算定している検査の例が認められたので改めること。

例：糞便ヘモグロビン定性

7 投薬・注射

- (1) 適応傷病名がないにもかかわらず投薬された例が認められたので改めること。

例：クラビット細粒

- (2) 禁忌投与の例が認められたので改めること。

例：術前、術後患者に対するメトグルコ錠

- (3) 用法外投与の例が認められたので改めること。

例：リコモジュリン点滴静注用

・ 7日間を超えた投与

・ 汎発性血管内血液凝固症（DIC）の確定診断が行われる前の投与

ロピオン静注を麻酔で使用

- (4) 高規格の薬剤があるにもかかわらず低規格の薬剤が投与されている例が認められたので改めること。

例：ドプスOD錠100mg×6T→200mg×3T

- (5) 投薬に際し、服薬状況について患者から確認したことが診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

- (6) 通常の用量の処方に対し、患者自らの意思によりそれを多飲し、残薬が不足する場合には、安易にそれを処方するのみではなく、その是正を図るべく指導するよう改めること。

- (7) ビタミン製剤の投与について、その必要性に疑義がある例が認められたので改めること。

例：食事が摂れているにもかかわらず投与されたビーフリード輸液

- (8) 投与されたビタミン剤の効果判定の記載がなく、漫然投与が疑われる例が認められたので改めること。

- (9) 一般名処方加算について、診療録に一般的名称で処方内容が記載されておらず、一般名処方が行われたことの記録がない例が認められたので改めること。

- (10) 特定疾患処方管理加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①対象疾患が主病でない。

②特定疾患処方管理加算と長期投薬加算を併算定している。

8 精神科専門療法

持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料について、治療計画及び指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

9 処置・手術

- (1) 人工腎臓の障害者等加算について、インスリン注射を行っている糖尿病患者であるものの透析中に検査を行っていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。

- (2) 手術説明・同意書の写しを診療録に添付していないため、交付したことが確認できない例が認められたので改めること。

(3) 保存血輸血について、「別紙様式26」により輸血の必要性・危険性等の説明は行われているが、その文書を患者に交付していない例が認められたので改めること。

10 その他

予防接種のために受診した患者について、その薬剤の皮内反応検査を保険請求している例が認められたので改めること。

II 事務的取扱いに係る事項

(1) 電子カルテの運用に際し、次の不適切な例が認められたので「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」(平成25年10月)に基づき改めること。

①操作者にパスワードが付与されていない。

②操作者のパスワードについて、少なくとも2か月に一度変更されていない。

③電子カルテの運用管理規定について、最新のガイドラインに基づいていない。

(2) 届出事項に変更があった場合には、速やかに中国四国厚生局鳥取事務所へ届出事項変更届を提出すること。

・ 保険医の異動